〃	〃	改正後欄 一四	〃
〃	〃	改正前欄 (3)	〃
二五〇	〃	改正後欄 一二	手動式の
〃	〃	改正前欄	手動式に

二七七ページ一四行目から一六行目は次のとおりの誤り。

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第二百九十九条の二の改正規定、第三百十二条の二の改正規定及び第三百二十六条の改正規定並びに第二条中道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第七十九条の改正規定は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

2　この告示の施行の日から道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、この告示による改正後の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示目次中「第299条の2」とあるのは「第299条」と、「第312条の2」とあるのは「第312条」と、「第326条」とあるのは「第325条」とする。

（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

3　この告示の施行の日から道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、この告示による改正後の道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示目次中「―第七十九条」とあるのは「・第七十八条」とする。

正誤

ページ	段	行	誤	正
			令和四年十二月二十三日（号外第二百七十五号）	
			国土交通省告示第千二百八十九号（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示）	
			（原稿誤り）	
一五四		改正前欄終りから八	第4項まで	第4項まで
		改正後欄 一〇	備えられた	備えられた
一九〇		改正前欄 〃	備えらた	備えられた
二三七		改正後欄 七		
〃		改正前欄 〃	(1)	一
〃		改正後欄 八		
〃		改正前欄 〃	(2)	二

本紙：令和5年5月25日より引用しております。